

北海道新聞 2011 年 1 月 24 日 (月)

<訪問時応答なし 独居男性死亡>

介護事業者 責任範囲は

「通報怠った」遺族が提訴

【釧路】訪問介護予防サービスを受けていた釧路市の 1 人暮らしの男性 = 当時 (71) = が自宅で死んだのは、介護事業者と釧路市の地域包括支援センターの責任だとして、遺族が損害賠償を求めた訴訟の行方を、介護業界が注目している。同様の訴訟はこれまでほとんどなく、事業者の責任範囲について、今回の判決が判例となって今後の基準になる可能性があるためだ。

提訴は昨年 9 月で、被告は釧路市内のサービス事業者と、釧路市から包括支援センターの委託を受けている同市内の医療法人。

訴えによると、男性は要支援 1。2009 年 1 月、訪問したヘルパーに持病の悪化を伝えたが、翌日訪れた別のヘルパーは、男性宅が施錠され応答がなかったのを不在と判断。連絡を受けた同センターも、その日は男性宅に電話するのにとどまり、翌日になって同センター職員と警察官が男性宅に入り、死亡しているのを発見した。

原告側は、検視の結果、ヘルパーの訪問時は男性は生きていたとし、応答がないのは症状の悪化だと予見できたのに、医療機関への通報や緊急連絡先への連絡を怠ったとして約 2,700 万円を求めた。原告の男性の長女 (45) = 札幌市在住 = は「こんなことが起きるなら誰も安心して介護サービスを利用できない」と話す。

「予見できない」

これに対し、被告側は昨年 12 月の第 1 回口頭弁論で、請求棄却を求める答弁書を提出。「男性の判断力は正常で、家族への連絡や病院の受診もできた」、「ヘルパーが本人の状態を見ただけでは、2 日後の死亡を予見できない」と主張した。

道は「同様の訴訟は聞いたことがない」とし、厚生労働省は「事業所がどこまで責任を負うか規定はなく、緊急連絡先に通報しなければ罰を受けるという法令もない」という。

今後の基準 業界注目

専門家や介護関係者の見方はさまざまだ。道医療大看護福祉学部の石川秀也教授 (高齢者福祉) は、体調の悪い独居高齢者を担当する事業者の中には、合鍵を預かり、安否が確認できなければ無理にでも踏み込む例があると指摘。「事業者の責任は重い。安否は当日に確認するのが基本で、家族と日頃から連絡を取って介護支援を進めていけば、ここまでの事態にならなかつたのでは」と話す。

これに対し、釧路のある事業者は「持病がある高齢者が大半で、体調がいつ急変するか分からず、責任は負えない」と反論。別の関係者は「『明日はわが身』になりかねず、多くの事業者が判決に注目している」と話す。

道内 21 万 2 千人

2005 年国勢調査で道内の独居高齢者は 21 万 2 千人と、1995 年に比べ 9 万人増えた。

1人暮らしが増え続ける中、北海道認知症の人を支える家族の会の西村敏子事務局長は「家族の側も独居させるリスクを認識しなくては。お金を払っていたとしても事業者に百パーセントの完璧な介護は望めない」と言う。

釧路市は訴訟について「係争中なのでコメントできない」としているが、昨年10月、包括支援センターに重ねていた安否確認のマニュアルを新たに作成。安否は当日確認し、できない場合は警察の協力で自宅に入ることにした。